

ロシア帝国と極東政策：ポーツマス講和から韓国併合まで

KANO, Tadashi / 加納, 格

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

75

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

29

(発行年 / Year)

2011-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011600>

ロシア帝国と極東政策

——ポーツマス講和から韓国併合まで——

加 納 格

はじめに

日露戦争の劣勢は、領土的軍事的であれ、また経済的であれロシア帝国の帝国主義的極東進出策の失敗を示した。戦力と威信を喪失したロシアは、ここにおいて十九世紀九〇年代から加速してきた極東進出を転換し、近東、ヨーロッパの紛争に備える方向をとることになる。外相イズヴォリスキーは、「アジアの利害はしかるべき地位に置くべきである。さもないとわれわれ自身がアジア国家になってしまう。それはロシアにとって最大の不幸である」と語った。「二級国家」転落への危機意識がロシアを捉えていた。一九〇五年革命が求めた改革と共に内政にも「息継ぎ」が必要とされたのである（⑤三二）。

ではロシアの新たな極東政策には何が求められるのだろうか。ここには二つの面からの検討が必要であった。一つは、広くは東シベリア、特にアムール地方、沿海州への辺境政策である。戦争の圧力と革命により社会混乱が起こったこの地方をいかに安定させ、どんな安全を確保するのが考えられねばならなかった。国内植民地の中でも極東は、ほかの辺境地域と比べて他国・他地域への経済依存が従来強かった。その端的な表れが、無関税の物品輸入を認める自由港の存在である。また北部、極北部では米英が土着民との無関税貿易権を有しており、アムール以北では交通手段がないため米帆船

と大ざり輸送すら利用されていた(28二八二)。弱体なロシア極東には経済・社会強化策が必要だったのである。もう一つの検討課題は極東の外交防衛策である。この場合には軍事的弱体の条件の下で日、米、中の三つの要素を考慮する必要があった。日露戦争以前から際立っていた日本の大陸進出志向が一層強まり、攻撃的になると考えられるので何を代償に日本を抑制できるかの考慮が必要であった。他方米西戦争を経た米国は、太平洋国家への志向を表明して東アジアでのプレゼンスを強めていた。また二千キロメートル以上の国境線を有する中国との関係安定は、中央アジア、シベリア辺境の秩序保持の必須条件であった。辺境政策と対外政策のこの二つの面の調整と組み合わせで極東政策は考えられていくのである。本稿は、日露戦争後ロシアの極東政策を、ロシア極東、韓国、満州の関わりの中で時期的には第二次露日協商締結の時期までを検討しようとするものである。時期の限定は、同じ時期に断行される日本の韓国併合がロシアの極東政策の一つの結節点と考えられるからである。

この関心での日本におけるロシア史研究からのアプローチは限られている。この中で原暉之の仕事は、ロシア極東の諸問題が戦後の新しい制度ファクターの下でいかなる議論を経過し、制度化されたかを包括的に概観するものである(11)。またシュラトフの仕事は、戦後から第四次露日協商までの露日関係の多面性をロシア外交、軍部各レベルの日本観から検討するもので、ロシアの政策決定当事者の多様な見方を一次史料により明らかにしている(8)。ただこれらの仕事は、米、中関係を含んだ国際関係から日露関係を検討するものではない。これに対して右利静の仕事は、日本による併合に至る韓国政策を米英の対応と関連付けて分析している。この場合は逆にロシア極東要因は捨象されている(9)。

ロシア、ソ連の研究ではいささか古いが、ベスツージェフとグリゴルツェヴィチの仕事をあげることができる。ベスツージェフの作品は、外交分析の古典といえるが、ヨーロッパとアジア極東政策を政策決定過程を含めバランスよく分析している(24)。グリゴルツェヴィチの作品は、極東を対象にして社会経済状況と国際関係を関連付けて詳細に分析するものである(28)。韓国併合問題についてはボリス・バクとバク・チョンヒョが義兵運動を含めた韓国国民、在露韓国人の反応を分析する(35、36)。

本稿は、こうした先行研究の刺激を受けているが、一次史料へのアクセスの不十分さからさしあたり中間報告としてお

きたい。構成としては、第一章でロシアの戦後政策の模索、第二章で戦後体制とその問題点、第三章でアメリカの極東政策を原因とする政策選択として露日協商と韓国併合を位置づける。

一 戦後極東政策の模索

1 終戦と講和

一九〇五年五月二十九日、ニコライ二世は日記に次のように記している。「本日、日本海軍とわが艦隊の戦闘についてきわめてつじつまの合わない情報が飛び込むようになった。すべてはわが方の損失についてだが、破損（程度）については述べていないのだ。こうした情報不足状況はひどく苦しいものだ」。情報錯綜のこの不安な状況は翌三〇日も続き、ようやく三十一日に皇帝は「ツシマ」海戦の結果を完全に知ることになった。それは二日間の戦闘でほぼ全艦隊が壊滅し、司令官ロジェストヴェンスキー自身が負傷して捕虜となったという「ぞつとする」結末だったのである（38二六一）。

こうして戦局転換を目指したバルト艦隊の極東回航が失敗し、制海権を喪失したため日本軍による上陸・占領への恐れがロシア極東を覆うことになった。

この状況を受けて、六月六日に皇帝主宰の軍事評議会が世界を和平仲介の情報が飛び交う中で召集された。ニコライ二世には既にウイールヘルム二世から米國仲介による講和を奨める書簡が届いていた（4一八一）。評議会は、満州への陸軍増派要求の可否、予想される日本によるサハリン島、アムール河口、カムチャツカ半島占領への対応可否、もしくは即時の和平交渉の適否を審議することになっていた。出席者は、すべてがロシア極東防衛は困難という意見であった。極東太守アレクセーエフは、ヴラジヴォストーク、サハリン島、アムール河口のいずれも艦艇をもたない場合防衛は不可能と述べた。また沿アムール軍管区司令官グロデンコは、極東ロシアへの食糧補給が困難という根本問題を指摘した。サハリンとニコラエフスク防衛のための守備隊強化は食料の逼迫を一層強めることになる上に既に危機状態にあるサハリンに中国港湾に用意済みの備蓄小麦を輸送することも今や困難となったとグロデンコは述べた。こうしたロシア領占領への恐れが議論の方向性を定めていた（39一九九）。

評議会には東京政府の和平条件の情報もたらされていた。「日本人にきわめて近く、一定程度その信任を得ている」とされる人物が三月二四日付でもたらした日本の要求は、次の七点であった。^{リヤオシ}①遼東半島ロシア全租借地の日本への譲渡、②残る満州全域で国際交易開放と次の条件で清行政の確立、(a) 清の負担による日本軍守備隊の残存、(b) 全地下資源の日本への譲渡、(c) 朝鮮から満州への鉄道延伸、③戦時の内外借款と同額の賠償金、④満州鉄道の譲渡、⑤サハリン割譲、⑥ヴラジヴォストーク港商業化、⑦第二艦隊のヨーロッパへの回航、陸上部隊の哈爾濱^{ハルビン}またはザバイカル進駐(33一九六・)。

情報では、日本側では①については列強の抗議を懸念し、③については賠償金に代わる経済利権の獲得も考えられていた。④についてはロシア管理の全鉄道なのか、一部なのかはまだ不明とされ、当時米資本が策動していた鉄道の国際中立化はありえないとされていた。⑤のサハリンについては漁業権の要求にとどまる可能性が示唆された(33一九六・)。

この内容は、三月に奉天会戦の勝利を受けて作成された小村寿太郎の「外相意見書」と比べると、韓国に関わる条件がなく、逆に東清鉄道の譲渡可能性、陸上部隊のザバイカル進駐が挙げられている点などの違いがある。報告した陸相サハロフは、奉天会戦後日本の要求は強まっていると付け加えた。日本にとっては韓国は議論の俎上に上げる必要がないということである(15七一)。

評議会では満州への部隊補充は可能であり、大国の地位維持と国内騒擾の鎮静化、和平交渉有利化のため戦争を継続すべきだという意見も強かったが、「内部の平静」回復、革命の收拾優先を唱えたヴラジミル大公の意見が勝った。ニコライ二世は、これ以上の戦闘継続は、海上戦闘能力をもたない状況ではサハリン、カムチャッカ、ヴラジヴォストークの喪失は避けられず、その場合の和平交渉は一層厳しいものとなると講和論に与した。この翌日、大統領ルーズヴェルトの親書を携えて謁見した米公使メイヤーにニコライ二世は、サハリン攻撃の前に和平交渉に入ると回答したのである(38二〇二、②六〇三)。

ルーズヴェルトが日露両国の講和提案受託を公表したことで、和平交渉に進むことは確定した。その後七月末にサハリンが日本軍に占領されたものの、八月十二日から米ポーツマスで講和会議が始まった。ロシア代表団が交渉に臨んで受け

ていた訓令は、次の四点を同意不可としていた。第一に領土割譲、第二に軍事賠償金支払い、第三にヴラジヴォストーク要塞の非軍事化と太平洋への艦隊配備禁止、第四にヴラジヴォストーク接続鉄道の日本への譲渡である。そして韓国については日本軍の「占領」は、韓国の独立と不可侵に対する「度を過ぎた侵害」であるとして次のように述べていた。日本は、これについて日韓協定が行動の「完全な自由」を与えたとは主張できない。なぜなら日本の権力奪取は韓国皇帝の意思に反して行われたという「反駁できない資料」が存在するからである。したがって講和会議でロシアが主張すべきは、韓国の「完全独立の確認」、日本軍の「撤退義務」である。ロシアは、日本の韓国での「優越なる地位」の権利を承認する用意があるが、それについては「沿海州地方に接する韓国北部」への軍配備、軍備強化の禁止、航行の自由を確保するため韓国南部の要塞建設禁止を獲得する必要がある。戦前に行われた日露協定交渉の論点の一つであった韓国北部及び南部の軍備強化禁止は、終戦後も変わらず問題となったことになる(36二三四、13三九〇)。

これらの内容は、日本代表団への訓令で「絶対的必要条件」とされた遼東半島、南満州支線譲渡に関しては対立は生じないものの、韓国の「自由処分」、「相対的重要」とされた軍費賠償とサハリン及び隣接諸島の割譲については両国の隔たりは大きかった(15一〇四)。

交渉は、日本、ロシア両案の提示から個別条項の審議へと進んだ。焦点の一つは、やはり韓国問題であった。ロシア案は「卓絶な利益」の存在と必要な「指導、保護、監理」を日本に認めたが、同時に韓国皇帝に「主権」が存することの保障を求めたからである。全権代表ヴィッテは、これは「国際的原理」だと主張したが、日本首席代表小村寿太郎は、第一次日韓協約(一九〇四年八月締結)を論拠に既に韓国の外交権は制限され、主権は存在していない、「日本の行動の自由を拘束するものには同意できない」と主張した。結局ロシア側が譲歩し、ロシア臣民の最恵国待遇と露韓国境での領土の相互安全保持を入れた条件で妥結した。もう一つの対立は、サハリン割譲・賠償問題である。これについてロシアは、戦闘がロシア領外であり、戦争に敗北していないので賠償金を支払う理由がないと主張した。クリミア戦争を終わらせたパリ講和会議でも賠償金支払いの問題とならなかったというのが言い分である。これに対して日本は、占領領土を賠償金に結び付け、サハリン島の北半部返還の賠償として支払いを求めたが、ロシアは認めず、結局無賠償で決着した(6一五

九・一。

調印された講和条約は、韓国については先の条件を二条に含み、中国については遼東半島、南満州鉄道の長春^{チヤンチユン}、旅順間の租借権を譲渡するとした。また両国は中国の満州経済発展の施策を妨げない義務を負った。ロシアについては講和会議でロシア代表団がほとんど関心を払わなかったが、ロシア近辺海域における日本の漁業権（十一条）と通商・航行条約締結（十二条）が規定された。これは、日本の大陸進出と共にロシア極東の安全保障に強く関わるために以降の露日交渉の重要な論点となった（②⑨一六六・一）。

九月五日に講和条約は調印された。ここにロシアは積極的な極東政策を転換することになり、極東にはロシアに代わり、重要な地域勢力として日本がその地歩を固めた。そして米国は、「来る太平洋時代」を見越していた。この時期大統領ルーズヴェルトは、ハワイ諸島を「要塞化する」必要を強調した。これは、わが国の「利益保持」のために太平洋で「強化さるべき最重要課題」で、「われわれのこれからの歴史はヨーロッパに隣り合う大西洋での地位よりも、中国に隣り合う太平洋における地位によって定められることになる」のである。ロシアは、日米の勢力が強まる中で極東政策を模索するのである（②①、②⑧六九）。

2 日本の韓国・満州進出とロシア

講和条約を調印した日本は、早々に戦後体制の実体化へと動いた。それは、三つの方向をとった。第一に韓国植民地化推進、第二に満州経済利権強化、第三に韓国北部に連なるロシア極東への進出である。

韓国における植民地化は次のように進んだ。皇帝高宗は、講和会議前に韓国の独立維持をニコライ二世に訴え、条約調印後も外相をソウル在各国大使館に派遣し、その考えを訴えてきた。韓国のそうした意志をおしつぶしたのが第二次日韓協約であった。一九〇五年十一月十六日深夜、伊藤博文特派大使、林権助公使、長谷川好道駐劄軍司令官らは軍警察を伴って宮廷に押し入り、高宗に協約への署名を迫った。それは、韓国の外交権剥奪と日本政府代表機関として統監職設置を承認させるものであった。「東京外務省を通じて韓国対外関係」は実現され、統監は「ソウルに駐在し、主に外交問題を

にかかわる統治を行う」のである。高宗は、この経緯をニコライ二世に書き送り、日本の行動を諸国政府に知らせることを求めた。諸国が「文明と人權の利益」の立場から日本を非難してくれることを望んだのである。この書簡はロシア外務省を通じて各国に伝達された。しかし、各国政府は冷淡で、「桂タフト協定」を七月に締結していた米國、第二次日英同盟で日本の韓国における「特殊權益」を承認していた英國は、ともに日本の対韓政策を追認した。他の諸国も同様の立場をとり、ソウルの各国大使館は次々と閉鎖され、領事館に格下げされた。他方日本は○六年二月、伊藤博文を統監に据えた統監部を設置した。高宗は、外務省閉鎖に同意せざるをえなかった(35三八一、28六二、⑦一九〇)。

諸国が日本の韓国保護国化を追認する中でロシア政府の動きはその違いで際立っていた。新領事に予定されたプランソンへの訓令には、次のような日本への異議が含まれていた。すなわち韓国の「独立」は、講和条約で日本に与えられた「優位」のため曖昧となったが、廃されたのではなく、日本は行動において韓国の「合意」を前提とする必要がある。それを欠く場合ロシアは抗議の權利を有する。また八四年締結の露朝条約の有効性も主張し、領事認証に關しても日本政府ではなく、韓国政府によって行われるべきだというのがロシアの立場であった。これは、日露戦争下に韓国全土を日本軍が制圧する中で出た「韓露条約廢棄勅宣書」を認めないということである。高宗がニコライ二世に送った新たな書簡は、「われらが地と臣民の運命に最も真剣な注意を向けねばならない。私の口を衝いて出る言葉は、独立と主權である」と述べている。こうしてロシアは、日本の韓国政策について高宗の意志を認めて唯一異論を唱えたのである(35三八七、三九〇、③一三九、一五九)。

満州については日本政府は、十月に要求内容を閣議決定し、北京で十二月に日清協定を締結した。それは、次のような経済利權を日本にもたらした。すなわち講和条約に規定した遼東半島、南滿州鐵道の取得、韓國鐵道と安東^{アムニン}奉天^{フンチン}線^{インヤン}の接続、撫順^{フシュン}・煙台^{インヤン}の石炭採掘權、奉天連絡鐵道の日本經營、鴨綠江^{ヤルグヅン}右岸の森林利權、滿韓國境線貿易の最惠國待遇、哈爾濱、長春など満州十六都市の外国人租界の設置である。また秘密部分で清政府は南滿州鐵道平行線建設の禁止要求を受け入れた。この条約締結後満州への日本の経済進出は加速し、南滿州鐵道会社設立(○六年六月)、関東總督府設置勅令(同八月)、銀行の満州支店開設などが続いた。ロシア政府は、日本のこれらの満州政策については目立った異論を提起

しなかったが、日本が大連港と南満州鉄道、また満韓国境で行う関税政策と商品輸出は、諸国の対清貿易に影響し、「門戸開放原則」からの逸脱として非難を呼ぶことになるのである（¹⁴二五一、²⁸五四、二二九）。

このように日本の韓国、満州への進出政策は〇五―〇六年に迅速に推し進められた。これに比べると、ロシア極東との関係が露日関係で形作られるのははるかに遅れて一九〇七年となった。しかし、ロシア極東への強い進出欲を日本があらじめ持っていたことは確かである。小村が戦争中に提出した意見書によれば、「韓滿並びに沿海州におけるわが利権」の拡張が「この機」においてなさるべきであり、哈爾濱の割譲とともに沿海州沿岸と河川における「漁業の自由」、アムール河口からブラゴヴェシチエンスクの「航行の自由」、シベリア内地のハバロフスク、ブラゴヴェシチエンスク、そしてニコラエフスクの開港を求めるとしている。この内容が講和条約十一条、十二条に意図されていたとすると、韓国、満州進出と沿海州、シベリアへの進出は一体として考えられていたことになる。ロシア極東は、日本にとり極めて重要な目標だったといえよう（¹⁵五九一）。

ではロシアは戦後の極東政策をどう考えていたのだろうか。ヴィツテによつて描かれた中国市場進出、アジアへの発展を実現する環境が失われたこの時期にロシア社会を捉えていたのは「再戦の危機」意識である。講和条約が両軍の満州撤退を定めたものの実現せず、いたつて満州の日本兵員、軍備が増強される状況、韓国の植民地化が進み、韓国北部の日本軍兵力が強化される状況は、海上戦力をほぼ持たないために深刻な危機意識を生んだ。そのため終戦後わずか半年の一九〇六年二月には戦争近しによるパニックがペテルブルグを捉えた。この不安を背景にロシアを規定する国内外の要因は、三つ存在した。第一にヨーロッパ国際情勢である。英仏同盟形成後この時期はモロッコ問題をめぐり英仏と独逸の対立が強まっていた。これは、同盟国フランスと保守的君主の連携を持つドイツとの間でロシアの位置を微妙にしていた。第二に国内情勢である。革命の混乱は一九〇五年秋まさに極限に達しており、ヨーロッパ諸国の介入も考えられた。この場合最も現実的だったのは隣接するドイツの治安介入であった。これは英仏、独逸いずれのブロックに組み込まれるのかという問題と関連してロシアの政策選択を難しくしていた。第三は政府内の対抗である。対日脅威、対日復讐の立場から米、独、清それぞれへの接近論がある一方で、ヨーロッパ重視の立場から極東問題の鎮静化のための対日接近の主張もあ

った⁽¹⁾。また軍事面の検討も外交の方向性と相関しつつ重要であった。一九〇六年二月に開催された軍事評議会では外相ラムズドルフが日本の再攻撃の可能性は低いとしたが、再戦懸念を否定はできず、軍事プレゼンスを高めてロシア軍事力の「不釣り合いな弱体化」を避けることが必要とされた。新たな敗北は、君主制の崩壊に結果しうるからである。これを受けた翌三月の軍事評議会は、軍事重要地点の植民推進、食糧ほかの備蓄形成、軍事需要にこたえるための私企業育成、交通網の発達が必要と決定した。これはアムール川艦隊設立、アムール鉄道の建設を求めるものであった。アムール鉄道の建設は、東清鉄道が不安定な状態におかれたために極東への交通確保に必要とされたのである。十二月に沿アムール総督ウンテルベルゲルの提出した覚書「現下極東におけるわが状況」は、驚くべき速さで戦争を準備していると日本への警鐘を鳴らし、ロシア極東防衛の必要を訴えた。ただし、ここでも必要とされるのは、軍事戦略上の必要措置とともにアムールおよび沿海州への急速な植民の実現である。「軍と大砲だけでは地方を最終的に強化する力はいわれない」のである^{(11) 八、(28) 一〇九、}。

このようにロシアの戦後極東政策は対外関係と帝国内政策の両面の検討を必要とした。その模索は、韓国・中国政策と極東の地域政策、国際関係の相関の中で一九〇七年によく一つの方向をとることになる。

二 極東関係の構築

1 露日協商へ

露日関係は、講和条約調印後も安定に向かわなかった。韓国保護国化へのロシアの不同意、領事認証をめぐる対立は、両国間の不安定な関係を表していた。この不安定さの中で露日関係改善へ英仏は、借款問題を楯杆に働き掛けた。露日関係改善によってロシアをヨーロッパ国際関係の主要アクターに戻すことがドイツとの強まる対立において必要だからである。この働きかけで露日両国は、〇六年二月に一応の国交回復を行った⁽²⁾。

露日関係の不安定さを如実に示したのは、〇六年七月・八月に始まった講和条約に基づく通商・航行協定と漁業協定に関する交渉であった。

通商ニ航行協定に関する日本の要求は、旧九五五年協定の内容に新たな項目を加えていたが、次が主な要求であった。①満州からシベリアへの陸路輸出の無関税化、②自由港廃止の場合満州国境の関税はシベリア諸港の徴収関税を上まわらないこと、③スنگリ川の日本船自由航行、④アジア居住日本人のヴィザ取得簡易化、⑤ウラジヴォストーク、ニコラエフスクニナームーレの領事館開設、ペトロパヴロフスクニカムチャツキーの領事館員駐在、である。①の無関税輸出が実現した場合日本は、大連を陸揚げ港として満州鉄道、東清鉄道を経てバイカル地方、さらにウスリー鉄道を經てハバロフスクまで安価な商品輸出を可能とし、ロシア製品はいうに及ばず、米、英、独製品との競争が可能となるのである。ヴィザ取得簡易化は、日本人のシベリア進出を後押しするものである。要求の中で交渉を難航させたのは、スنگリ川の自由航行である。これにより北満州、モンゴルへの日本商品浸透が容易となるが、自由航行は露清間で協定により承認された権利であり、日本に拡大するには協定の見直しが必要だからである。ロシア代表のマレフスキーニマレヴィチは、これを認めると最惠国待遇を有する英米も同じ要求を提出できるとして、要求を拒否した。日本政府は、講和条約と「門戸開放」原則を論拠に繰り返し開放を求めた。ロシアには満州に「強固な足場」を持たない今となつては対立の理由とせず、認めるべきだという蔵相ココフツォフの意見があつたが、外相イズヴォリスキーが日本のロシア極東への経済浸透の可能性を与えると反対したためスنگリ航行権要求を斥けるあらゆる手段をとると決議した。交渉は行き詰つたのである(34三〇)。

漁業協定交渉では日本は、日本、オホーツク、ベーリングの三海域においてロシア人と同等の漁業権(魚類、海洋動物、海藻収集)を日本人に許可すること、その場合土着住民に許可されている湾、川を除きロシア人と同じ漁場が保障されること、沿岸に加工、保存のための施設、倉庫、そのほかの構築物の建設、運用を求めた。ポーツマス条約に規定がなかつたためにロシア領太平洋の全海岸線五六〇〇キロメートルが漁場開放要求の対象となつたのである。これに対してロシアは、防衛、植民、極東ブルジョワの利害という観点から難色を示した。ロシアでは、この時期閣僚会議(内閣)が発足し、その下で個人農民創出、移住促進による農村過剰人口解消を目指す農業改革が着手されるところであつた。また軍事的観点から重要地域への植民促進も決定されていたので、植民者の重要な生活の資となる漁業分野で日本の要求を受け

入れることは肯られるものではなかったのである。漁業交渉の全権代表となつていた外務次官ケバストフは、十月十二日の声明で漁業はロシアにとつて一級の重要性を持ち、日本の要求を容れることは、ロシア太平洋岸の植民地化の障害となると不同意を表明した。また海洋哺乳動物で日本側が求めたのは鯨捕獲であるが、哺乳動物は露米英間の国際条約によりロシア領海内の捕獲が禁じられていた。交渉は、このため漁業権に含まれる海洋生物の範囲、また開放漁場となる湾、入江の定義をめぐつてやはりデッドロックにぶつかることとなつた(28一二七)。

このように露日交渉は、始められたものの展望が見出されない状況となつた。これを打開したのは、露英関係改善である。一九〇六年五月、仏外相は在仏ロシア大使ネリドフに英のバグダッド鉄道建設案の検討を奨め、駐英フランス大使カムボンが英政府はロシアに譲歩の用意がある旨を伝えた。またロシアではイズヴォリスキーの外相就任に合わせて半官紙『ノヴォエ・ヴレーミヤ』に露英関係改善についてペルシャの影響圏分割と「海峡問題」での英の同意を条件とする論説、他方英半官紙『スタンダード』にロシアのペルシャ湾進出断念と引き換えにペルシャの影響圏分割、アフガニスタン、チベット現状維持の条件で関係改善を提起する「観測球」が掲載された。こうした動きを背景に五月末から両国の接触が始まつたのである。そして九月に開催されたロシア政府の特別審議会は、ペルシャ援助の主導権をめぐる対立を英主導の提案に沿つて解決することを決した。陸相パリツィンは、「軍事復興を考えた場合、紛争原因を取り除く手段として英との協定が有利である」と述べている。この後翌年二月のペルシャの影響圏分割細目の検討、四月のアフガニスタン問題の審議を経てロシアはイギリスとアジア圏の安全保障で合意を進めることになる(28一〇三、24一三〇、23六二、⑤三三)。

露日交渉へこの動きが反映したのは、一九〇七年一月である。これに先立ち、〇六年末にイズヴォリスキーはロシア全軍の期限付き満州撤退を声明し、環境整備を行つた。一月十八日、在露英国大使は、交渉全権代表本野に対して進行している露英協商締結の阻害要因が露日交渉の停滞にあると述べた。「露国外務大臣は往々日露談判の未だ帰結せざるを口実とし、…英国との協商も無益なるの恐れあるをもつて総て日露談判の終了後に譲りたし」との意見があるというのである。「露国より適當の条件を持つて発議する場合には好意を持つてこれを研究すること必要なり」というのがその結論で

あつた。ロシアからは本野「イズヴォリスキー」の二月六日の会談で日本との関係改善後外交の中心をヨーロッパに移すこと、露日合意の条件は極東の現状維持にあるとの表明があつた。「露国が現在極東において有するサハリン島半部並太平洋沿岸の領土を侵害せられざるの保障を得ば、露国は日本がこのたび戦争によりて得たる一切の果実を全然承認して将来決してこれを争わざることを保証するに躊躇せず」と述べたという(17九七・一〇〇、24一六六)。

露英協商を目指すこうした動きと並行して通商「航行協定」、漁業協定交渉も活発化した。漁業交渉においては難航していた漁場問題で除外する三八の湾、入江を合意し、ビーバー、オットセイ以外の捕獲を承認した。このため春季漁期の開始を急ぐ日本は、五月には議定書に調印した。また通商「航行協定」については対立していたスنگリ川自由航行の要求を日本は二月に取り下げた。このほか議定書において韓国について商工業・航行に関する日本の「特別な関係」及びマラッカ海峡以東の東アジア諸国に関する日本の「特権的地位」、逆に中国がロシア領内「五〇露里」^{五〇リズ}で有する商業特権を承認した。ロシア外務省は、日本の東アジア諸国への関係を「わが領土外のアジア大陸で変化した状況の結果」とし、相互の譲歩により「ロシアは中国と一定の独立した合意に入る権利を保持し、日本は韓国と、ロシアの利害が発展することのない熱帯地方でフリーハンドを得る」と考えたのである(34三二一)。

一九〇七年七月二八日、通商「航行条約と漁業協約は調印され、三〇日には政治協定(露日協商)が調印された。露英協商が八月三十一日、日仏協定が六月十日に調印されたので露仏、英仏協商に加えてこの夏に英仏露日それぞれが相互に協商を締結することになった。東アジアをめぐるヨーロッパ列強と日本との間の多国間協商の成立である(10一七九)。

しかし、これは日本による韓国の強硬な統合策を承認する過程でもあつた。七月二十四日に第三次日韓協約が締結され、韓国は法令制定、高官任免についても日本人統監の監督下に置かれることになった。この時期開催された第二回ハーグ平和会議で国際世論に訴えようと韓国皇帝高宗は、特使派遣にあたってニコライ二世に書簡を送り、行動への協力を求めていた。書簡には韓国は日露戦争中に「中立声明」を発したが、日本はわが国に「言語道断な取り扱い」を行っているであつた。また会議宛の親書、特別書簡では第二次日韓協約を「日本による私の権利の侵害」とし、次のように述べている。「日本は、私を瞞着し、侮蔑を持つて接するようになった。これは、わが国だけでなく他の諸国にも将来関わること

になる。日本は自分に都合がいいことはすべて行うのであり、これは人道と国際法に反するものである」。高宗のこの訴えは、ハーグにおいてロシアと日本の協調行動により封じこめられ、この試みを理由に高宗は強制的に退位させられたのである（³⁵三九五、¹³三九三）。

イズヴォリスキーは、〇八年二月に議会で国際協商体制確立を目指したこの間のロシア外交を説明した。それによると、この間の露日交渉で失ったのは、日本が執着した南サハリンと、われわれの「現実の力」と釣り合わなかった南満州と遼東半島にすぎない。そして露日協商は、釣り合う利益がないという日本国内の不満はあるにせよ、諸国際協定の全体的連関の「環」として極東平和を追求することになる。協商外の独米も同じく「極東の確かな均衡と確実な平和の維持」を目指しており、極東には「国際的合意と利害の総体の網」、「好ましい政治的雰囲気」が醸成されている。これがこの間の交渉の総括であった。ここには「日本はこれからの一〇年間はロシアを攻撃することはない」というロシアに必要な「外交の息継ぎ」が確保されたする樂觀論がある（²⁶一一六、²⁸一四〇）。

こうして各国間協調をうたう戦後国際関係が極東に形成された。これは、露仏協商、露英協商を考えれば、アジアにとどまらず、ユーラシア全域に渡る体制形成ということができる。しかし、広範さと多角的であるがゆえに、問題は極東への米独の介入という形で表出するのである。

2 協商後露日関係と「ルートII高平協定」

露日協商の締結も、イズヴォリスキーが樂觀したような極東の安定を生み出さなかった。一九〇七年春からの日本の活発な漁業操業、満州での積極的な行動、それによるロシア極東への圧迫を目の当たりにしてロシア世論は硬化した。

ロシア、日本両国漁業者のせりによって漁区が落札された漁業権では日本企業が漁場を席捲した。一九〇七年に日本企業は、九〇区中六五区を取得したが、日本優位の状況はその後も変化しなかった。一〇年に一四九区中一二七区、十三年には二〇四区中一八五区を日本資本が占めたので、日本海及び北洋漁業はほぼ日本企業の独占状態におかれた。このほかにロシア人名義で実際は日本企業の支配下にある漁区もあり、カムチャッカ半島では陸上施設も日本の支配下にあったと

される。日本人漁民による密漁も盛んで、○九年には一八三件の協定違反が報告され、逮捕された日本人漁民とロシア官憲との衝突事件も発生した（三重丸事件）。日本政府は、漁船監視と援助の名目で漁場に軍艦を派遣したが、ロシアにはこれは軍事デモンストレーションと映り、在日ロシア大使の抗議を呼んだ（③四三八・四二）。

他方満州、韓国への日本の進出も本格化した。この時期鉄道建設とその他の借款供与が諸列強進出の槓杆となったことは周知であるが、○七年四月に新民屯^{シンミントン}奉天^{カウヂン}吉林^{キリン}長春^{チャンチュン}鉄道建設、○八年には長春^{カウヂン}吉林^{キリン}鐵道への借款供与を清政府と調印した。また奉天^{カウヂン}安東^{アンドン}間の鐵道広軌化改修をヨーロッパと極東の連関で重要として強制着工し、獲得した営口^{イェイコウ}大石橋^{ダイシキョウ}鐵道を南満州鐵道と接続した。奉天^{カウヂン}安東間鐵道改修は、鴨綠江に架橋してソウルから接続し、韓滿鐵道とする意図であった（①一七〇）。○七年夏の間島出兵と日清間の武力衝突、それに伴う軍備増強も国境に隣接するためロシアに脅威を引き起こした。イズヴォリスキーは、本野に対して日清の鐵道協定は、ロシア社会に脅威を呼んでいる。なぜなら鐵道建設地での日本の活動は、対象を中国ではなく、ロシアにおいているからだ、また韓国北部での通常でない軍事力増強もあると指摘した。これに対して本野は、日本の対外政策の目標はロシアではなく、中国にあり、戦略的意味を持っているのはロシアのアムール鐵道も同様であると答えたが、ロシアの対日脅威論はやまなかった。イズヴォリスキーは、ロシア極東の福利向上と軍事的保障措置の必要をストルイピンに進言した。新聞紙上は、露日関係悲觀論で満ちた。日本との協定を修正可能な「過ち」と考えるのは極東の商工業利害から不可能であり、中国に接近し立場を強化すべきである（『レーチ』、将来の復讐に備え、「黄色の危険」に対応するために独逸と接近すべきである（『ゼムシチーナ』）という論説が新聞に掲載された。目指す方向は異なるが、いずれも日本を不安視する点で一致していた。露日関係は、こうして協商後も緊張し、一部の独逸接近論を除けば米、清接近論がボスニア危機が一段落した○八年秋に、より一層勢いを増すことになった（②二二九・二三〇）。

この時期日米間も緊張するに至った。ルーズヴェルトがポーツマス講和で意図した極東地域の露日均衡は、日本の地位が強化されることで失敗に終わり、様々な懸案が日米間に生じた。満州、韓国との貿易、移民、密漁、米国内の黄化論の台頭である。米企業は日本保護国化が進む韓国から排除され、満州における輸出競争も激しくなった。一九〇六年春、米

国務長官ルートは、日本は遼東半島と韓満国境から満州への無関税輸出を行う一方で米製品に輸入制限をかけて、南満州での日本の利益優先を図っていると非難し、満州「門戸開放」の維持を求めた。また米企業家ハリベルトは、サンフランシスコ商工会議所でこれ以上日本が韓国で強力化することは韓国だけでなく中国でも米国企業の競争力をそぐことになる」と警告し、米国内の反日意識を高めた。夏にはアリューシャン列島で日本人密漁者の射殺・逮捕事件、サンフランシスコでは日本人子弟の公立学校入学制限が起こり、上院議員からは「アメリカは、社会生活にアジア人を受けられない」という発言が出た。このためにアメリカは、協商網形成に反発して接近したドイツに、中国を加えて米独中協商を形成する動きを見せた。一九〇七年十月、タフトは上海で米国の意図は中国の領土一体保持にあると演説し、翌十一月にはルーズヴェルトが同盟形成を提起したドイツに米独中三国の共同行動は可能と回答した⁽²⁸⁾七六、六五、七七、一六五・。

しかし、米独中関係の緊密化で牽制しながら米国の対応は両面的で、極東でプレゼンスを強めた日本への融和的態度も見せた。○六年末の議会教書でルーズヴェルトは日本人排斥について言及し、米国人は日本で適切に処遇されており、米国内で日本人を相当に扱わないことはわが文明の劣等の表白となとした。ヨーロッパ諸国民に対すると同じく日本人への公正な対応は「人道と文明への義務」なのである。また○七年秋訪日した国務長官タフトは、日本の韓国保護国化に理解を示した。「日本は、法に則って古風な国家である隣国において改革を企図した」のであって、われわれは強力な国家が「法と秩序を維持する能力を持つ政府を有しない国民の問題に、…よりよい政府をつくるのを助ける目的で関与する」とが民族的義務で、それが進歩に奉仕するような時代に生きている」のである⁽²²⁾、⁽²⁸⁾一六三。

この後青木大使更迭による独接近論の強まりがあったものの、日米関係は高平大使の着任から改善に向かった。移民問題での「紳士協定」締結、米艦隊の日本招待表明（○八年三月）、日米仲裁協定締結、相互保安協定締結（五月）による贗造品、商標問題をめぐる通商問題解決、米の韓国における治外法権放棄である。この帰結が十一月の「日米交換覚書」（「ルート＝高平協定」）調印であった。これにより両国は、領外の太平洋諸島領有について共通の目的、意図を考慮し、相互の領土尊重、中国の独立不可侵、商業の平等可能性原則の擁護を宣言した⁽⁴⁾（⁽²⁸⁾一七二、⁽²⁹⁾一七三、⁽¹⁰⁾二〇二）。

「ルート＝高平協定」調印は、米、中接近論が存在するロシアに大きな関心をもって受け止められた。駐仏大使ネリド

フは、協定締結で立場を強化した日本は、南方ではなく中国とシベリアに目を向けることになる懸念を表明した。ロシアの加盟可能性を探るべきだというのがその意見であった。駐日大使マレヴィチは、これまで全国家が平等な権利を保持すると考えられてきた太平洋全域で他の諸国を上回る海軍力を有する米日が交易、現状維持、領土領有の相互維持を合意した点がもっとも重要とした。これは、アジア大陸で日本が影響力を強化する第一歩となる。なぜなら日本の満州「占領」を止めることのできた米中同盟の可能性が取り除かれたからである。このようにロシアは、日本の一層の強化を警戒した。ロシアのこの協定への参加について意見を求められたマレヴィチは、太平洋地域のロシアの領有に露日協商と共に「二重の保障」を与える、またロシア北東岸の「無関税貿易」のために懸念される衝突についての保障も与えると利点を認めつつも、慎重な対応をとった。その理由は、一つは米の「帝国主義的方向性」で、その拡大がハワイ、フィリピンに留まらず、ロシア極東に及ぶのではないかという点、もう一つは日米露それぞれの対中関係と太平洋の軍事能力の非対称性である。日本は米との協定で中国への影響を考慮しないで済むが、ロシアは中国と「最良の関係」を維持する必要がある。これは、陸上国境を接する対中関係の重要性の表れである。また太平洋海域の保安維持のための連合艦隊参加についてはロシアには不可能なので「委任状」を渡すことになるのである(28一八〇、39一二六・一二八、一三〇)。

このように日米関係強化は、露日協商により地域の安定を得られると考えたロシアに新たな不安をもたらした。極東の戦後国際関係は米の介入により複雑化したのである。ここには国内の不安定を強めつつあった清朝末期の中国をにらんだそれぞれの思惑が表れているとみることができる。〇八年末の議会宛教書でルーズヴェルトは日本を世界の第一級国に飛躍したと持ち上げた。「この半世紀に日本が成し遂げた世界諸国の一般の地位への飛躍は、過去の歴史に比肩すべきものがない」のである。しかし、ここでアメリカが意図した日本と協調する極東への介入は、結局実現しなかった。〇九年に登場したタフト政権は、日米協定から転換し、日本との対抗を強めたからである(22)。

三 日米露関係と韓国併合

1 満州鉄道問題と同盟関係

一九〇八、〇九年にかけてロシア極東体制整備への動きが明確となった。〇八年七月には東清鉄道の代替としてアムール鉄道建設が議会で可決され、皇帝の裁可を得た。同十二月には自由港廃止法が採択され、〇九年六月には極東植民委員会も設置された⁽⁵⁾。これらの一連の動きは、〇八年秋のボスニア危機の高まり、対外政策の失敗による野党の政府批判、また外交防衛政策について政府内対立が強まる中で進んだ。

政府内対立の端緒となったのは、日露戦争後一貫して日本の脅威への対応を訴えてきた沿アムール総督ウンテルベルグが〇九年二月に改めて覚書「沿アムール地方の緊要な要求」をストルイピンに提出したことに発している。ウンテルベルグは、ここで日本の軍事的登場は必然で、それは韓国と満州での日本の地位強化だけでなく、アジア大陸での新たな侵略行動を準備するものだとした。ウンテルベルグがその対応策として求めるのは、極東地方へのロシア人移住促進、ウラジヴォストーク、アムール河口の軍備強化、陸海軍戦力増強である。ウンテルベルグの結論には、「敵を迎える用意は平和を保障するが、準備を怠れば破滅的な結果を伴う戦争を呼ぶ」とある⁽²⁸⁾二五九、⁽²⁷⁾。この覚書は、政府内で二つの反響を生み出した。

一つは、政府内の関係省庁協議会による対応策の検討である。五月初め、閣僚会議への報告には日本漁船のロシア海域での活動規制、沿海州北部地方の多くの港湾への外国船舶の寄港禁止、沿海州北部への外国人居住禁止など一連のロシア極東強化策が盛り込まれた。中でも目を引くのは、日本のスパイ活動防止策と中国人、韓国人流入防止策である。前者は陸海軍省所管施設建設地への外国人流入の禁止と、軍事交通施設の撮影などへの罰則を検討するとした。後者は国有地への外国人の居住、借地を禁止した⁽²⁵⁾一三五・一四五。もう一つの反響は、極東政策についての陸相スホムリノフと外相イズヴォリスキー、蔵相ココフツォフの対立である。これは、陸相スホムリノフが皇帝上奏、閣僚会議において日本脅威論を述べたことに始まった。皇帝上奏ではスホムリノフは、太平洋地域の防衛状況は希望を持ってないにもかかわらず、蔵相はウラジヴォストーク防衛強化のために予算支出を認めないと訴えた。これに対してイズヴォリスキーは、ウンテルベルグの主張は、パニックをただ広げるものだとし難し、海相ヴォエドフスキーは「最近までの敵」のわが国への関係は平静であり、わが国への軍事企図は米英との関係を悪化させるので不可能だと論じた。この問題は、対外同盟関係をめ

ぐる議論へ発展し、スホムリノフは、皇帝ニコライの意図に沿って日本との衝突に備えて独逸との関係改善を主張した。閣内対立を受けて皇帝はココフツォフに極東視察を命じた(32三一二・三一七)。この対立が存在する中でロシア政府は、○九年五月に日露戦争後初めて満州での積極対外政策として清政府と東清鉄道付属地管理に関する露清予備協定を調印した(29一七三)。これは、哈爾濱の行政制度をめぐり対立してきたアメリカとの関係を悪化させるものであった。しかし、これが具体化する以前に満州の鉄道全体が国際対立の焦点となった。それが米政府による満州鉄道国際化をめぐる問題である。

米資本による東北アジアの鉄道網建設については鉄道王ハリマンの計画がよく知られている。それは、日本、東北部中国、シベリア、ヨーロッパロシアを結ぶ大陸横断鉄道建設を図る壮大なもので、その一環として日米銀行による南満州鉄道株式取得を約したハリマン桂協定が一九〇五年秋に一旦締結された。しかし、ハリマンのこうした動きは、ロシア首都には単なる「噂」のレベルでしか伝わらなかった。続いて○六年にはハリマンと関わりを持つ銀行家シフの活動もあったが成功しなかった。他方でロシアには様々なレベルで東清鉄道維持への疑念が存在していた。ウラジヴォストーク取引所委員会は、○九年に東清鉄道の維持はロシア沿海州に大きな害をもたらす旨の声明を出した。政府内でも東清鉄道不要論は、ココフツォフを中心に存在し、アムール鉄道建設方針の決定後ロシア財務省のワシントンエージェントのウイレンキンがココフツォフとイズヴォリスキーの承認を得て銀行連合への鉄道売却をシフと協議した。これは南満州鉄道への借款に成功した日本が消極的対応に移ったため、また西太后の死去、袁世凱^{ユアンシカイ}の失脚による清政府の態度変化で失敗に終わったが、ロシア政府内にはその後も東清鉄道売却案が存続した。すこし後だが、一〇年一月に在清財務省職員ガイエルは、日本に對抗し英米と協調するならばアムール鉄道完成後の東清鉄道売却はロシアの利益に合致すると述べている。ロシア内にこうした意見がある中で米から満州中立化案が提案されたのである(37六五一、20一四九、39一四六)。ルーズヴェルトから政権を受けたタフトは、アジア政策を積極化させた。その目的は、「門戸開放」、「機会均等」を主張してきても中国貿易で諸列強の下位に甘んじる米資本の進出を推進することにあった。タフトは、就任前に「中国はアメリカの思想と原則で浸透されねばならない」とその立場を述べていた(28一八六)。この積極方針は、中国中央部と

東北部の二つの方向をとった。

このうち中国中央部への浸透は、当時既に進行していた英独仏資本による鉄道建設借款への介入であった。英独仏三国資本は、独の漢口^{ハンコウ}＝成都線^{チエン둥}、英仏の広東＝漢口線と競合する路線の借款で相互合意に達して連携を深め、○九年七月には三国による新たな湖広鉄道建設の借款調印を行っていた。これに対して米は、中国の借款に抗議するとともに三国側に鉄道建設への米の参加を求めた。「商業の門戸開放と中国の領土保全は（諸国の）完全で率直な協力によってもっともよく維持され、米英独仏を含んだ利益がこの目的には望ましい」というのがその言い分である。これが功を奏しないとみると、タフトは、「個人的に米資本が中国発展のために利用されることに強い関心がある」とする電報を清朝要人に打電して米資本の借款参加のため圧力を加えた。この結果○九年秋、米資本は湖広鉄道借款参加を獲得した（28一九三）。

東北部では南満州鉄道と東清鉄道の買収、新たな鉄道建設によって満州鉄道の国際化を図る計画である。内容からはハリマン案の繰り返しとみられるもので、違いは英独仏資本の参加を求める点であった。既設鉄道に加えて新たな鉄道として遼東半島に近い錦城^{ジンシエウ}から齊々哈爾^{チチハル}を経てロシア国境の愛琿^{アイシン}に達する鉄道建設が立案された。この路線は、日本が運用する南満州鉄道に並行し、さらに露滿国境に達するため日本の満州経営に与える影響は大きかった。またロシアからすれば、アムールの主要都市ブラゴヴェシチェンスクに近接して安全保障上の懸念があった。この計画を急がせたのは、ボスニア＝ヘルツェゴビナ併合によるロシアの国際的地位の低下、日本による中国への先に見た一連の不平等協定押し付けと南満州での地位強化、露日関係の緊張であったとされる（28一九七）。米銀行出現地代表ストレイトは、これにより米資本の満州、モンゴル、シベリアへの積極浸透の道を開くとともに、英仏米資本が満州での日、露の優勢を終わらせる効果的な手段となるとして米銀行団を説得した。したがって鉄道国際化案は、満州における鉄道と商品市場の日露独占状況感を欧米資本に開放する狙いを持っていた。こうしてロシア、日本が事実上満州で占めてきた独占的地位への挑戦がなされた。日米交換覚書で日米間の緊密化が予想されてからわずか一年で日米関係は、再び緊張することとなった。

十月二日には四国借款団と清政府の間で錦城＝愛琿鉄道建設予備協定が調印された。これを受けて国務長官ノックスの指示で駐露アメリカ大使ロッキルはイズヴォリスキーと会見して東清鉄道売却と国際化を打診した。ロッキルは、国

際借款団への売却により満州を中立化することで日本の攻撃可能性を失わせ、満州を露日間の「緩衝国家」とすることができると説得した。中国の独立が必要であつて、日本の占領政策に反対し門戸開放を維持せねばならないのである。ここには帝国国家ロシアの辺境安全保障策の核心といえる「緩衝地帯」概念が含まれている。狙いは露日分離である。これに対してイズヴォリスキーは、第一に日本は満州中立化に応じない、第二にロシアのこの計画支持は露日関係を悪化させる、第三に満州が中立化されても「基地としての韓国」を保持するので日本の攻撃可能性は失われまいといった理由を挙げて明確な回答を回避した(28二〇三)。

同じ時期日本もロシアへの働きかけを行っていた。暗殺で果たせなかつた伊藤博文の提案は、駐日大使マレヴィチを通じてもたらされ、ペテルブルグでは本野がイズヴォリスキーに日露同盟締結を説得した。日本の軍事企図はロシアに向けておらず、戦争の成果を維持する目的である。両国の同盟締結は、他の諸国が(企図を)断念するような大きな力を生み出しうる。これに対してイズヴォリスキーは、日露同盟が中国に及ぼす影響について懸念を表明し中国を含む日露清による協定を提案したが、本野はこれを受け入れなかつた。日本は、中国の再生を信じることはできず、清帝国の必然的解体のときに備えて準備しなければならないというのが本野の意見であつた。こうしてロシアは、極東の二大軍事勢力である日本とアメリカ、いずれと同盟関係に入るかの選択に立たされたのである(24三六二)。

イズヴォリスキーは、ロツクヒル、本野それぞれの提案を受けて十一月二五日に皇帝上奏を行った。そこでイズヴォリスキーは、極東政策の最終的な選択の時が来たとし、三つの道を示した。第一は、欧米諸国の後ろ盾を得て満州への日本の膨張に歯止めをかける。つまりノックス提案に応じる道である。この場合は露日協商はあるにせよ、日本との関係悪化は避けられない。第二は、日露関係の緊密化、公式同盟の締結で、これにより満州にとどまらず中国全体を露日支配の下に置く方向である。この場合はアメリカとの関係悪化が起こる。そして第三は日本に對抗して中国との関係を緊密化するというものである。第二の日本との協定深化が現実的だというのが外相の意見であつた。「現在は、戦前の状況を思い起こさせる。その時同じく伊藤が日本からの非公式提案を携えてわれわれのところへやってきた。今われわれへ呼びかけつつも、彼の呼びかけは銃弾で中断された。本野のこの声明は哈爾濱で伊藤が言うことができなかつたことを補っている」と

思われる」。中国接近の「道はわれわれにとつて理論的には最も有利であるが、実際には私の確信ではわれわれを極東での新しい戦争へ、以前の敵と出会い、ほとんど積極的な同盟者をもちえない戦争へと導くであろう」。ニコライ二世はこの選択を示されて「朕個人にとつてロシアが選ぶ道は明白である。それは日本との最も緊密な協定に入ることである」と答えた。この後開催された特別審議会では極東視察から戻ったココフツォフも満州の全体状況は悲惨であるので日本との共同行動に支えを見出さねばならないと、東清鉄道売却に反対した。イズヴォリスキーは、次のように日本との同盟選択の理由を述べた。「米提案を斥けるならば、おそらく対米関係の一時的冷却を呼ぶことになる」、しかし、「米がこの理由でわれわれに宣戦することはなく、哈爾濱に軍を送ることもない。だが、日本はこの点ではるかに危険である⁽⁶⁾」。こうしてロシアは、米の鉄道国際化・満州中立化案を拒否し、日本との同盟深化の道をとることに決した(30一二七、24三六三、28三六七)。

ロシア政府のこの決定は、日本の攻撃を予想して沿海州から要人家族の脱出が行われるという再戦の脅威が社会を再び覆っているなかで行われた。この後十二月にノックスは、各国に正式に覚書を送り国際化案推進を図るが、日本と「緊密な意見交換」を経たロシアは日本回答と同日の一九〇一年一月二二日に正式回答を米に通告した。それは、「ヨーロッパ文化が奪われている状況」で東清鉄道をその担い手と位置付け、建設に伴った巨額の支出とそれがシベリア鉄道の分離しえない「環」であることを売却否定の理由とした。また第二のヴァリアントとしての錦愛鉄道に対してはロシア領に達する意図を不明としてこれを保留とした(39一五二)。

以上のように一九〇九年秋から一〇年年初にかけてロシアは、対米協調か対日同盟かの選択で極東の軍事状況とヨーロッパ国際政治における地位を考慮して、極東のより小さな危険として日本との同盟を選択したのである。そしてこのことは、既にこの時期日本が決定していた韓国併合へのロシアの最終的な対応を迫ることもなった。

2 第二次露日協商と韓国併合

日本の韓国植民地化の進展についてロシアは、第一次露日協商締結後静観の姿勢をとってきた。一九〇八年に総領事に

着任したソモフには訓令で日本との最善の関係を維持することが重要と指示がなされた。そのために「韓国人との関係には極めて慎重」であること、「ロシアの（韓国人への）援助という望ましくない噂を止めること」が必要とされた。かつて有効性を主張した露朝条約についても事実上効力を喪失しており、依拠すべき条約上の権利は、ポーツマス条約と日露協商秘密部分による最恵国待遇であるとしていた。ロシアのこの抑制的な対応の下で国軍解体（〇七年）、東洋植民会社設立（〇八年）、日本法令導入・裁判所解体、陸軍省解体、朝鮮銀行開設（〇九年）、警察組織解体（二〇年）と植民地化と国家機構の解体が進められた。これと共に日本の軍事力は増強され、海軍要塞が南部海岸馬山^{マサン}と東部海岸元山^{グインザン}に、ソウル、平壤、清津^{イシジ}及び中国、ロシア国境周辺には、兵営が建設された。兵力はポーツマス条約に反して韓国北東部に集中した。これは、ロシア沿海州への圧力と〇八年に最も高揚した反日本バルチザン運動への弾圧を目指すものである。〇八年夏には日本軍は数次にわたって露韓国境を侵犯し、韓国人村落への攻撃を行ったといわれる（³⁵四〇一、²⁸二三九）。

こうした状況が続いたため政府の対日融和策にはロシア国内世論の批判は強かった。米プラス清接近論の立場からは日本による韓国併合の承認は、東洋におけるロシアの未来を引うことで平和を購うものだという批判が出たし、政府批判の右翼と自由主義勢力は、コフツォフとイズヴォリスキーの北満州鉄道政策は中国と米国への関係を阻害して日本の「よき意志」への依存を強めていると批判した。政府与党のオクチャプリスト・穩健右派も露日の緊密化は必要にせよ、国際条約は永遠のものではないので脅威に対して極東辺境の強化が必要だという意見であった。また沿海州の商業者は、「日本がヴラジヴォストークに隣り合うならば、自分の事業を清算し、あたらな資本投下は行わない」と述べた（²⁴三六四、三六五）。政府内でもスホムリノフは、ストルイピン、イズヴォリスキーに日本が大陸に進出する場合日本との軍事衝突の可能性があるので南ウスリー韓国人との良好な関係が重要となると提言した。こうした在露韓国人への見方が、日本が繰り返して求めてきた犯罪人引渡協定の締結を延引させたと考えられる（¹²、³⁵四〇九）

世論、政府内がこうした状況にあったため〇九年秋から始まった露日交渉でイズヴォリスキーも同盟締結の条件として中国問題と共に日本の韓国併合を承認できないと述べたのである。しかし、この後ノックス案を拒否したこと、また中国

政府が錦愛鉄道利権要求を受け容れて国際借款団に接近したことでロシア極東政策の方向は決した。一九一〇年三月、ロシア外務省は「中国によるロシアの条約上の権利侵害について」とする調書を作成して対中国政策の転換を明らかにした。その覚書でイズヴォリスキーは、「今後对中国関係で満州およびモンゴルにおいて譲歩から条約に基づく権利を主張する」立場に移ると述べた。この実現には日本との緊密な接近が必要であった。再開された日露交渉でもロシアは、韓国併合は不利益として現状維持を再度主張するが、ここでは韓国問題は単なる交渉カードであった。現状維持を日本政府に働き掛けるよう訓令された駐日大使マレヴィチが併合への日本の意志は固いと報告すると、ロシア政府は日本の条件に同意すると決定したのである(24三七八、三七九)。

一〇年七月四日調印の第二次露日協商は、公然部分で満州鉄道路線の改良と共同運用を完成するため友好的協力を行うこと、現行諸条約による満州の現状を維持し、尊重するとした。秘密部分では〇七年協商に定めた境界線による領域でそれぞれの「特殊権益」の維持、その「一層の強化発展」に敵対しないことを規定した。韓国への直接の言及はないが、〇七年協商追加条項は、露韓国境の北西点から始まる南・北満州の境界線を定めていたのでこの協定で日本には韓国と南満州、ロシアには北満州とモンゴルの「特殊権益」が保障され、「一層の発展」、つまり韓国併合にロシアは反対しないことが約されたのである(29一七六)。こうしてロシアは、ついに韓国問題で日本に全面譲歩することになった。首相桂は六月十八日、韓国併合が近いと声明し、二一日には台湾、南サハリン、韓国を所管する植民地統治特別局が設置されたが、ロシアはこの措置に何ら反対することなかったのである(28二四三)。

韓国併合条約は、八月二二日に韓国皇帝が全韓国の「すべての主権」を日本皇帝に譲渡する形式で調印され、二九日に日本国天皇が承認して発効した。〇九年末に作成された「寺内プラン」に沿って韓国人自身による発意という形式をとったのである。調印前に高宗は、ロシア知識層の彼の運命への共感、南ウスリーに居住する数万人の韓国人の存在を考えてロシアへの亡命の意志を表したとされる。しかし、ロシア政府はこれを拒否した。五月、高宗はニコライ二世に韓国併合に同意しないよう最後の働きかけをおこなった。高宗は、次のように述べている。日本の韓国に対する扱いは、「保護国ではなく、植民地でもなく、奴隷化した国としてである」。ロシアと日本の協定が締結され、条件の一つが韓国の併合だ

という噂が流れているが、陛下は「韓国の庇護者」であるという考えを捨てておられず、韓国の「完全な廢絶」に同意することはないと考えている。希望はあなたが日本の軛からわれわれを解放する日が来ることである。しかし、高宗のこの書簡への返答はニコライ二世から届かなかった(35四〇七)。

このようにロシアは、韓国併合を受け入れることで北満州とモンゴルの「特殊權益」を得た。イズヴォリスキーの後任外相サゾノフは、韓国併合後も極東の現状維持というロシアの戦略は崩れていないとニコライ二世に上奏した。占領していた韓国で日本は併合以前にもこの国の「完全な主人」であつたし、軍事目的の韓国領土の利用を認めないポーツマス条約二条はいまだ有効だというのがサゾノフの論理である。しかし、その後の韓国、満州、そして東北アジアの歴史は、サゾノフの見通しと大きく異なることになるのである(35四〇八)。

結びにかえて

鉄道国際化と満州中立化によつて露日の分離を目論んだ米外交の試みは、いたつて露日関係の深化に結果した。駐米ロシア大使ローゼンは、露日から拒否の回答が届き、米國務省には失望が広がっていると報告した。露日の対応をノックスが見通せなかつたことが大きな失敗だと認識されていたといわれる。國務省高官は、ローゼンを訪問し、計画はロシアの利害を害するとは全く考えておらず、世論の共感を得られるとみていたと釈明し、同趣旨の覚書をロシアに送付した。この後米政府は、ルーズヴェルト政権が斥けた独中接近策に戻り、英米仏独四国銀行連合の形成と清政府借款を推進した。露日のそれへの参加も図られたが、辛亥革命による清朝崩壊と米ウィルソン政権への交替で最終的に米は借款団から離脱することになる。離脱の目的は、中国への单独浸透にあつたとされる。日米関係もカリフォルニアで外国人土地所有が禁止されて悪化の方向をたどつた(39一六四、28四四五)。

第二次露日協商で関係を深化させた露日関係は、漁業問題で対立の可能性をはらみながら、十一・十二年の時期は安定的に推移した。漁業海域への日本軍艦の派遣は停止され、懸案であつた露日犯罪人引渡協定も調印された。十二年の第三次露日協定調印は、内モンゴルの影響圏を区分した。民間交流団体としての露日協会、日露協会の発足もこの時期であ

る。しかし、この関係も「桂訪欧」により変化した。露日協定改定交渉と同時に日本が意図した「ふさわしい監督」下に置く形の南満州併合、さらに中国辺境の英日露による分割構想の提案にロシアが応じなかったからである。日本議会では「日本の仮想敵国はロシアである」、「第二次日露戦争」は間近だという大臣答弁が聞かれるようになる(⑬七二〇、⑳四二〇)。極東は、それぞれに対抗する日米露三国が相交える場となった。

併合された韓国では日本の植民地化が苛烈さを増した。ロシア総領事ソモフは、一〇年十二月、次のように状況を報告している。「日本の占領者たちは、幾世紀も集積されてきた富裕な家庭の財物、多数の宮殿、庭園、有用な用地、金銭、古い芸術品の珍品を根こそぎにした」。日本植民地権力は、韓国民の民族文化を破壊しようと、日本化の目的で韓国の学校を閉鎖し、韓国語の本・新聞の出版を制限している。「日本は、韓国人に彼らは民族ではないと確信させること、彼らの教育を奪い、安い労働力として利用することを望んでいる」。一九〇五年の保護国化後も高宗の命でペテルブルグにとどまり日本への抗議活動が続けてきた元在露公使李範晋^{イサンジン}は、この状況で最後の抗議手段として十一年一月、自ら命を絶った。この後ロシア極東、満州の韓国人は、祖国の外にあって反日運動を継続するのである(㉔二四八、㉕四一五、㉖⑧)。こうしてロシア極東は、混乱を深めていく中国と植民地化された韓国と隣り合う地域として変わらず不安定な状況におかれた。

以上の日露戦争後の極東国際関係から次のようにいうことができる。第一に戦後極東地域で形成された二国間関係の不安定さである。第一次露日協商によりロシアが期待した「一〇年間の安定」は日米関係強化により実現されず、また太平洋地域の安定をうたった日米関係も米外交方針の転換により一年を経ずして崩壊した。ここには二国間の積み重ねによる多国間関係の脆さが表れている。第二にそうした不安定さは、ロシア、中国という二つの帝国が帝国主義の時代にそれぞれの辺境を介して接した、その歴史的な特質から生まれたことである。人の交わり、往き来、経済的社会的関わりに見られるように、モンゴル、満州、韓国、極東ロシアは一本の国境線で区切ることが難しい地域を形成してきた。地政学的にこの地域を眺めるとロシア、中国で混乱が生じるとき弱体化した方へ他方から、また外部からの侵入が生じた。シベリ

ア出兵ニ革命干渉戦争、極東共和国の成立、第二次大戦末期のソ連軍侵攻というその後この地域で起こる出来事はこの特質から理解できるし、その萌芽はこの時期に見ることができる。

二〇世紀初め、諸列強は中国、韓国でその勢力拡張を競い合った。そこから生まれた地域の不安定は、第一次世界大戦のアジアへの波及、またロシア革命とその影響において表れる。これは、現代の東アジアの諸問題につながる興味深い時期である。これについては機会があればまた別に論じることにはしたい。

註

- (1) ポーツマス講和後一九〇五年末から米露同盟の主張が、ロシア新聞紙上を賑わせた。また駐日公使バフメテフは、日米関係悪化と露米接近の可能性を主張した。「現在アメリカのみが新しい侵略意図をそらせる目的で日本に圧力を及ぼしうる」という考えである。これに対して駐米大使ローゼンは、米の日本との融和的關係を予測した(28一〇六)。〇六年五月に外相に就任するイズヴォリスキーは、ネリドフ、ペンケンドルフらとロシアのしかるべき同盟関係を討議した結果、フランスとの同盟を基盤としてそれに英日を加えることで意見が一致したとしている(31五八)。
- (2) 〇六年二月、パリで駐仏ロシア大使ネリドフと在露公使本野が会談した。露日接近を提起した本野に対して、ネリドフはロシアに英への敵意はないが、日英同盟が障害だと答えた。この後中央アジア問題、ペルシャ問題の交渉が露英間で始まった(28一〇二)。
- (3) 〇七年九月の駐米大使への訓令でドイツ政府は、中国政策について米政府との協議を指示した。米国務省は中国をここに加えて、さらにのちに英露を加える意図だったとされる(28一六四)。
- (4) 調印当日、軍艦建造問題を含む米中関係協議のために奉天巡撫東紹儀がワシントンに到着した。東にとって交換覚書調印は、予想外であったとされる(28一七四、10二〇二)。
- (5) 〇八年春には閣僚会議でイルクーツク総督セリヴァノフと沿アムール総督ウンテルベルゲルがシベリア行政改革、韓国人流入防止などの必要性を訴える意見陳述を行った(25)。
- (6) 〇九年十一月には海相も日本による攻撃蓋然性について報告したとされる(8五六)。

参考文献

- ① 井上勇一『東アジア鉄道国際関係史』慶應通信、平成元年。
- ② デニス・ウォーナー、ペギー・ウォーナー『日露戦争全史』（妹尾作太男・三谷庸男訳）時事通信社、昭和五三年。
- ③ 海野福寿『韓国併合』（岩波新書）、一九九五年。
- ④ 大竹博吉監輯『独帝と露帝の往復書簡』ロシア問題研究所、一九二九年。
- ⑤ 加納 格『ニコライ二世とその治世・戦争・革命・破局』（ユーラシアブックレット）東洋書店、二〇〇九年。
- ⑥ イ・ヤ・コロストウエツツ『ポーツマス講和会議日誌』（島野三郎訳）石書房、一九四三年。
- ⑦ シュラトフ・ヤロスラヴ『朝鮮問題をめぐる日露関係（1905-1907）』『スラヴ研究』五四号、二〇〇七年。
- ⑧ シュラトフ・ヤロスラヴ『日露戦争後のロシアの日本観・外務省と軍部、中央と地方（一九〇五・一九〇六年）』『ロシア史研究』八六号、二〇一〇年。
- ⑧' 徐賢燮『ロシア資料から見た駐露公使李範晋の自決』『長崎県立大学国際情報学部紀要』第九号、二〇〇八年。
- ⑨ 石和静『国際関係から見た日露協約と日本の韓国併合』『ロシア史研究』七二号、二〇〇三年。
- ⑩ 千葉功『旧外交の形成1900-1919』勁草書房、二〇〇七年。
- ⑪ 原暉之『日露戦争後のロシア極東』『ロシア史研究』七二号、二〇〇三年。
- ⑫ 和田春樹『日露逃亡犯罪人引渡条約付属秘密宣言書』『社会科学研究・東京大学社会科学研究所紀要』第二七卷四号、一九七六年。
- ⑬ 和田春樹『日露戦争・起源と開戦（下）』岩波書店、二〇一〇年。
- ⑭ 『満洲に関する清国への要求』日本外務省『日本外交年表並主要文書（上）』昭和四〇年、原書房。
- ⑮ 『講和関係』『日本外交文書』第三七卷・三八卷別冊『日露戦争V』日本国際連合協会、昭和三五年。
- ⑯ 『桂公渡欧一件』『日本外交文書』第四五卷第二冊日本国際連合協会、昭和三八年。
- ⑰ 『第一回日露協商一件』『日本外交文書』第四〇巻第一冊日本国際連合協会、昭和三五年。
- ⑱ 『日露通商条約締結の件』『通商条約関係日本外交文書』第一卷第一冊日本国際連合協会、昭和二九年。
- ⑲ 『日露漁業協約締結の件』『通商条約関係日本外交文書』第一卷第一冊日本国際連合協会、昭和二九年。
- ⑳ Edward H. Zabriskie, *American-Russian Rivalry in the Far East, A Study in Diplomacy and Power Politics, 1895-1914*, Greenwood Press,

Connecticut, Second reprinting, 1976.

- ① Theodore Roosevelt, *Fifth Annual Message, December 5, 1905*. John T. Woolley & Gerhard Peters, *The American Presidency Project*, <http://www.presidency.ucsb.edu> 12-14-05°
- ② Theodore Roosevelt, *Sixth Annual Message, December 3, 1906*. John T. Woolley & Gerhard Peters, *The American Presidency Project*, <http://www.presidency.ucsb.edu> 12-14-06°
- ③ Theodore Roosevelt, *Eighth Annual Message, December 8, 1908*. John T. Woolley & Gerhard Peters, *The American Presidency Project*, <http://www.presidency.ucsb.edu> 12-14-08°
- ④ Англо-русское соперничество в Персии в 1890-1906 гг. Красный архив, т. 56.
- ⑤ И. В. Бесугужев. *Борьба в России по вопросам внешней политики: 1906-1910 гг.* М., 1961.
- ⑥ Б. Д. Гальперина. Ред. *Особые журналы Совета министров Российской империи. 1909 год*. М., РОССПЭН, 2000.
- ⑦ Особые журналы Совета Министров. 1908. Заседание 94, 7 апреля и 7 мая 1908 года.
- ⑧ Государственная дума. Третий созыв. Стенографические отчеты. 1908 г. Сессия первая, ч. 2. Заседание тридцать второе. Среда, 27 февраля 1908 г., стб. 112-123.
- ⑨ «Готовность встретить врага обеспечит мир». Приамурский генерал-губернатор о русско-японских отношениях. Источники, 1996, №1.
- ⑩ С. С. Григорьевич. *Дальневосточная политика империалистических держав в 1906-1917 гг.* Томск, 1965.
- ⑪ Э. Д. Гримм. *Сборник договоров и других документов. По истории международных отношений на Дальнем Востоке (1842-1925)*. М., 1927.
- ⑫ А. В. Игнатьев. *Внешняя политика России 1907-1914. Тенденции, люди, события*. М., Наука, 2000.
- ⑬ А. П. Извольский. *Воспоминания*. М., 1989.
- ⑭ В. Н. Коковцов. *Из моего прошлого. Воспоминания 1903-1909*. Кн. I. М., Наука, 1992.
- ⑮ Конец русско-японской войны. С предисловием В. Романова. Красный архив, т. 28.
- ⑯ В. А. Маринков. *Россия и Япония перед первой мировой войной (1905-1914 годы)*. М., Наука, 1974.
- ⑰ Б. Д. Пак. *Россия и Корея*. Издание второе, дополненное. Институт востоковедения РАН, 2004.
- ⑱ Пак Чон Хэ. *Русско-японская война 1904-1905 гг. и Корея*. М., 1997.

- ③⑦ Б. А. Романов. *Очерки дипломатической истории русско-японской войны, 1895-1907. Издание второе, исправленное и дополненное.* М.-Л., 1955.
- ③⑧ К. Ф. Шацко. *Ред. Дневник Императора Николая II.* М., Орбита, 1991.
- ③⑨ А. Н. Яковлев. *Ред. Россия и США: дипломатические отношения. 1900-1917.* М., МФД, 1999.

〔付記〕 本稿執筆にあたり、中国地名の音表記及び文献⑧について中国史を専門とする本学の山名弘史教授、同じく斉藤勝専任講師の助言を得た。